

# 総産業建設務

## 12月定例会

# 委員会 ニュース

9月定例会での総務  
産業建設関連の審議  
案件がなかったので  
記載していません。

## 職員などの給与改定を実施

(46) 松前町職員の給与  
に関する条例等の一  
部を改正する条例

人事院勧告および  
愛媛県人事委員会の  
勧告に伴い改定を行  
う。

人事院勧告および  
愛媛県人事委員会の  
勧告に伴い改定を行  
う。

(47) 松前町特別職の職  
員の給与に関する条  
例等の一部を改正す  
る条例

(48) 松前町教育委員会  
教育長の給与に関する  
条例の一部を改正す  
る条例

(49) 松前町議會議員の  
議員報酬及び費用弁  
償に関する条例の一  
部を改正する条例

(37) 松前町家庭的保育  
事業等の設備及び運  
営に関する基準を定  
める条例

(38) 松前町特定教育・  
保育施設及び特定地  
域型保育事業の運営  
に関する基準を定め  
る条例

制度の周知は。  
町内対象世帯へ通  
知、事業者には、町ホー  
ムページや町広報で呼  
びかけ、国や県とも連  
携して周知する。

子ども・子育て支援  
法の制定に伴い、施設  
型給付及び地域型保  
育給付を受ける事業所の  
運営に関する基準を定  
めるもの。

## 文教厚生

## 9月定例会

答 制度の周知は。  
町内対象世帯へ通  
知、事業者には、町ホー  
ムページや町広報で呼  
びかけ、国や県とも連  
携して周知する。

答 平成27年度から幼稚  
園保育所、認定こども  
園及び家庭的保育事業  
などの利用者への補  
助が、施設型給付及  
び地域型保育給付とい  
う形で実施され、国が  
2分の1、県が4分の  
1を負担する。

答 地域の実情を踏ま  
え、内閣府令のとお  
りとした。対象は、町  
内の保育所、認定こ  
ども園と新制度に移  
行する幼稚園である。  
料と担当課は。

## 子育て支援に新制度

答 国で定められた研  
修であり、町単独で  
行うことは困難なた  
め、県で行う研修を  
利用する。

答 法に優先順位が決め  
られており、家庭的保  
育事業等の利用者が必  
ずしも優先的に入所・  
入園できないが、町が  
調整する。

答 住民税課税金額をも  
とに町が判断する。平  
成年度の保育料は現状  
維持となる。幼稚園は  
学校教育課、それ以外  
は福祉課で対応し、両  
課で連携する。

答 愛媛人事委員会で  
は、県内50人以上の事  
務所のうち144か所  
を無作為に抽出し、22  
職種について調査  
を行った。当町では、  
この調査を参考に改定  
した。

(全員一致で可決)

答 3つの議案は、改  
正理由が同じで、職  
員の給与改定に伴い  
特別職等の期末手当  
の支給割合の改定を  
行う。

(3件すべて、全員  
一致で可決)

答 地域の実情を踏ま  
え、厚生労働省令の  
とおりとした。

(3件すべて、全員  
一致で可決)

答 家庭的保育事業など  
の利用は2歳までだ  
が、3歳以上になり、  
保育所や幼稚園に入る  
際、優先的に入園でき  
るのか。

(全員一致で可決)

答 新制度における保育  
料と担当課は。

(全員一致で可決)